

平成二十六年政令第四百五十五号

トルエンジイソシアナートに対して課する
不当廉売関税に関する政令
内閣は、関税率法（明治四十三年法律第五十
四号）第八条第九項及び第三十七項の規定に基づ
き、この政令を制定する。

（課税物件）

第一条 第一号に掲げる貨物であつて、第二号に
掲げる国を原産地とするもののうち、第三号に
掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特定貨
物」という。）には、関税率法（以下「法」と
いう。）第八条第一項の規定により、不当廉
売関税を課する。

一 法の別表第二九二九・一〇号に掲げる物品
のうちトルエンジイソシアナート（第三条第
一項において単に「トルエンジイソシアナ
ート」という。）

二 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域
を除く。）

三 平成二十七年四月二十五日から平成三十二
年四月二十四日までの期間

前項第一号に掲げる貨物であつて、同項第二
号に掲げる国を原産地とするもののうち、平成
二十六年十二月二十五日から平成二十七年四月
二十四日までの期間内に輸入されるもの（以下
「暫定不当廉売関税賦課貨物」という。）には、
法第八条第二項第一号の規定により、不当廉売
関税を課する。

3 この政令における原産地については、関税率
施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第四条
の二第四項に定めるところによる。

（税率）

第二条 特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物
に課する不当廉売関税及び法の別表の税率（条
約中に關稅について特別の規定があり當該特別
の規定の適用がある場合にあつては當該特別
規定による税率、關稅暫定措置法（昭和三十五
年法律第三十六号）第八条の二第一項第三号の
規定の適用がある場合にあつては同号の税率と
する。）による關稅については、それぞれ別個
の關稅として關稅法（昭和二十九年法律第六十
一号）第二章の規定を適用する。
(還付の計算期間等)

第五条 特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物
に係る第一条の規定により課される不当廉売關
稅の法第八条第三十二項の規定による還付の請
求は、毎年四月一日から翌年三月三十日まで
の期間（以下この条において「計算期間」とい
う。）ごとに、當該計算期間内に輸入された特
定貨物又は暫定不当廉賣關稅賦課貨物に係る同
項に規定する要還付額に相当する額について、
しなければならない。

この政令は、公布の日の翌日から施行する。
附 則（平成二十七年四月一七日政令第二
一五号）

この政令は、平成二十七年四月二十五日から
施行する。

（提出書類）

第三条 税関長は、トルエンジイソシアナート又
は保税工場若しくは総合保税地域において行わ
れたトルエンジイソシアナートを原料の一部と
する製造による製品である外國貨物を輸入しよ
うとする者に対し、当該トルエンジイソシアナ
ートの原産地を証明した書類を提出させること
ができる。

2 関稅法施行令第六十一條第二項及び第三項並
びに關稅暫定措置法施行令（昭和三十五年政令
第六十九号）第二十八条の規定は、前項の書類
について準用する。この場合において、關稅法

施行令第六十一条第二項中「同号の便益を受け
ようとする」とあるのは、「その證明に係る」
と、關稅暫定措置法施行令第二十八条中「藏入
れ申請等がされる物品については、當該藏入
申請等。以下この章において同じ」とあるのは
「當該證明に係る物品について藏入れ申請等が
される場合（以下この条において「藏入れ申請
等の場合」という。）にあつては當該藏入れ申
請等とし、當該證明に係る物品が特例申告に係
る貨物である場合（藏入れ申請等の場合を除
く。）にあつては當該特例申告とする」と読み
替えるものとする。

（關稅法の適用）

第四条 特定貨物又は暫定不当廉賣關稅賦課貨物
に課する不当廉賣關稅及び法の別表の税率（条
約中に關稅について特別の規定があり當該特別
の規定の適用がある場合にあつては當該特別
規定による税率、關稅暫定措置法（昭和三十五
年法律第三十六号）第八条の二第一項第三号の
規定の適用がある場合にあつては同号の税率と
する。）による關稅については、それぞれ別個
の關稅として關稅法（昭和二十九年法律第六十
一号）第二章の規定を適用する。

（還付の計算期間等）

第五条 特定貨物又は暫定不当廉賣關稅賦課貨物
に係る第一条の規定により課される不当廉賣關
稅の法第八条第三十二項の規定による還付の請
求は、毎年四月一日から翌年三月三十日まで
の期間（以下この条において「計算期間」とい
う。）ごとに、當該計算期間内に輸入された特
定貨物又は暫定不当廉賣關稅賦課貨物に係る同
項に規定する要還付額に相当する額について、
しなければならない。

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

附 則（平成二十七年四月一七日政令第二
一五号）

この政令は、平成二十七年四月二十五日から
施行する。